

一般競争入札による徳島県県有財産
(土地・建物)の売払い

入札参加要領

令和8年9月

徳 島 県

県有地売払い（一般競争入札）のながれ

1 申込み手続き（3～4頁）

(1) 郵送申込受付期間

令和8年9月11日（金）～令和8年10月9日（金）必着

(2) 持参受付期間

令和8年9月11日（金）～令和8年10月9日（金）午後5時
（土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

2 入札保証金の納付（4頁）

- ・参加申込書に記載した入札保証金を、参加申込書の受付後に徳島県が発行する「納入通知書」により、入札の時までに納付してください。

3 入札（5～6頁）

(1) 物件番号 R8-01

○日時：令和8年10月15日（木）午前11時から

○会場：徳島県徳島市万代町1丁目1番地

万代庁舎4階「会議室4A」

※入札にあたっては、入札保証金を納付した際の領収証書が必要です。

4 契約の締結（6～11頁）

- ・落札者は、落札決定の日から起算して5日以内に契約を締結してください。
- ・売買契約書（徳島県保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

5 契約保証金（7頁）

- ・契約保証金は、2により納付している入札保証金を充当します。

6 売買代金の支払い（7頁）

- ・売買代金のうち契約保証金の額を除いた額を、徳島県が発行する「納入通知書」により、令和8年11月16日までに納付してください。

7 所有権の移転登記（7頁）

- ・所有権は、売買代金の支払いが完了した時に移転します。
- ・登記の手続きは徳島県が行います。
- ・登録免許税等、所有権の移転に要するすべての費用は、落札者の負担となります。

申込みに必要な書類

	一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書兼入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書	法人登記全部事項証明書	住民票抄本	身分証明書	登記されていないことの証明書	印鑑証明書	誓約書
法人の場合	○	○				○	○
個人の場合	○		○	○	○	○	○

※ 法人登記全部事項証明書は、現在事項証明書によること。

※ 住民票抄本は、マイナンバーの記載のないものであって、本籍地が記載されたものに限る。

※ 共有名義で申し込まれる場合は共有者全員の分を添付してください。

※ 申込者以外の共有者は、申込者を代理人とする委任状を添付してください。

一般競争入札参加要領

令和 8 年 1 0 月 1 5 日に徳島県が行う土地及び建物売払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

(入札に付す物件)

第 1 入札に付す物件(以下「入札物件」といいます。)は、次のとおりとします。

※ 最低売却価格とは、徳島県が設定した入札物件売払い下限の価格です。

物件番号	所在地	地番	土地			建物(主なもの)		最低売却 価格(円)
			地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	構造	延べ面 積(㎡)	
R8-01	阿南市新野町藤谷	81番18, 81番22, 81番23, 85番6, 85番12, 85番13	公衆用 道路	561.00	564.04			3,880,000

(入札に参加することができない者)

第 2 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、当該契約締結に関して同意権付与の審判を受けた被補助人及び任意後見契約を締結し当該契約締結に関して委託している者で任意後見監督人が選任されている者

ただし、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、当該契約締結のために必要な同意書を得ている者は除きます。これらの者については、一般競争入札参加資格審査において、当該契約締結が可能であることを証する書類を提出する必要があります。

- (2) 破産者で復権を得ない者

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(現地説明会)

第 3 現地説明会については、希望者がある場合に、次の日時及び場所（入札物件の所在地）において行いますので、必ず現地説明会開催日時の 2 営業日前までに第 2 6（7 頁）に示す問合せ先にお申し込みください。

物件番号	日 時	場 所（入札物件の所在地）
R8-01	令和 8 年 9 月 3 0 日(水) 午後 1 時 3 0 分から	阿南市新野町藤谷81番18, 81番22, 81番23, 85番6, 85番12, 85番13

(物件の下見)

第 4 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」といいます。）は、参加申込み前に必ず物件の下見をして現況を確認してください。

(入札参加申込み)

第5 入札参加者は、令和8年9月11日（金曜日）から令和8年10月9日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に、12頁の一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書兼入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書（以下「参加申込書」という。）に次のものを添付して提出しなければ入札に参加することができません。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、令和8年10月9日（金曜日）までに必着とします。

また、参加申込書に記載する入札保証金の額は、入札金額の100分の10以上の金額としてください。※受付後の入札保証金の額は変更はできません。

<法人の場合>

- (1) 法人登記全部事項証明書（現在事項証明書）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 暴力団関係者でないことの誓約書（14頁の誓約書によってください。）

<個人の場合>

- (1) 住民票抄本（マイナンバーの記載のないものであって、本籍地記載のもの）
- (2) 身分証明書（申請者について本籍地の市区町村長が証明する書面）
- (3) 登記されていないことの証明書（後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明。各法務局・地方法務局戸籍課で申請できます。）
- (4) 印鑑証明書
- (5) 暴力団関係者でないことの誓約書（14頁の誓約書によってください。）

※共有名義で申し込まれる場合は共有者全員の分を添付してください。

※申込者以外の共有者は、申込者を代理人とする委任状を添付してください。（15頁の委任状によってください。）

※提出する添付書類は、入札参加申込日の3か月以内に発行（作成）されたものとしてください。なお、提出された書類は返還いたしません。

2 入札参加申込みの提出場所は、次のとおりです。

物件番号 R8-01

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

万代庁舎8階 県土整備部 高規格道路課 企画・管理担当

3 入札物件(物件番号 R8-01)は、現況のままで引き渡すこととし、立木の伐採、フェンス等の工作物の撤去等は徳島県では行いませんので、御承知おきください。

(入札保証金)

第6 入札参加者は、参加申込書に記載した入札金額の100分の10以上の入札保証金を、参加申込書の受付後に県が発行する納入通知書により、入札の時までに納付しなければなりません。なお、入札にあたっては、入札保証金を納付した際の領収証書が必要です。

2 入札保証金は、落札者を除くほか、参加申込書の入札保証金還付請求書（領収証書を添付）に基づいて、指定された銀行口座への振込により、後日還付します。なお、振込には入札終了後4週間程度要することがあります。

3 入札保証金の納付後、入札をしない場合にも、入札保証金の還付時期は入札終了後となります。

4 落札者が納付した入札保証金は、第21に定める契約保証金に充当します。

5 第19の期間内に落札者が契約を締結しない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、徳島県に帰属します。

6 入札保証金には、その受入期間について利息を付けません。

(契約条項を示す日時及び場所)

第 7 契約条項を示す日時及び場所は、次のとおりです。

物件番号	日 時	場 所
R8-01	入札の日の午前 1 0 時 4 5 分から午前 1 1 時まで	入札の場所

(入札及び開札の日時及び場所)

第 8 入札及び開札の日時及び場所は、次のとおりです。

- (1) 入札の日時
物件番号 R8-01 令和 8 年 1 0 月 1 5 日(木曜日) 午前 1 1 時から
- (2) 入札の場所
徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地
万代庁舎 4 階 「会議室 4 A」
- (3) 入札の方法 直接持参
- (4) 開札の場所及び日時 入札の場所において、入札終了後直ちに行います。

(持参するもの)

第 9 入札参加者又はその代理人は、入札の時に次に掲げるものを必ず持参してください。

- (1) 登録印鑑（代理による入札の場合は必要ありません。）
- (2) 入札保証金を納付した際の領収証書
- (3) 入札参加者または代理人の本人確認ができるもの（運転免許証等）
- (4) 代理による入札の場合は、代理権を証する書面（1 5 頁の委任状によってください。）
及び代理人の印鑑（委任状に押印したものと同一の印鑑）

(入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨)

第 1 0 入札及び契約手続きには、日本語及び日本国通貨を使用します。

(入札)

第 1 1 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、所定の入札箱に投入してください。

- 2 入札書は、所定の様式によるものとし、その記載にあたっては、次に掲げるところにより作成してください。
 - (1) 文字は、すべてかい書とし、ペン書き又は黒のボールペン書きとすること。
 - (2) 金額を表示する数字は、アラビア数字で記載すること。
 - (3) 入札金額を訂正しないこと。
 - (4) 入札年月日、住所氏名は、明りょうに記載して押印すること。
- 3 入札者は、この入札参加要領の各事項、契約事項、入札に付されている物件及び県の係員から指定された事項を承知の上、入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければなりません。
- 4 郵送又はファクシミリによる入札は、できません。
- 5 入札は、代理人に行わせることができます。この場合、入札前に代理権を証する書面（委任状）を提出してください。
- 6 入札書は、入札開始前に交付します。

(入札書の書換え等の禁止)

第12 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札金額の表示)

第13 入札金額は、入札物件の価額の総額を表示してください。

(開札)

第14 開札は、入札後直ちに入札者立会のもとで行います。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない徳島県職員を立ち合わせます。

(入札の無効)

第15 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札の時までに第6に定める入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札金額の100分の10に満たない入札保証金を納付した者のした入札
- (4) 記名又は押印のない入札
- (5) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (6) 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (8) 入札書の金額を訂正したもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(落札者)

第16 落札者は、徳島県の設定した最低売却価格以上の価額で最高の価額をもって入札した者としてします。

(くじによる落札者の決定)

第17 落札者となるべき同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない徳島県職員にくじを引かせて落札者を決めます。

(入札結果の通知)

第18 開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(契約の締結)

第19 落札者は、落札決定の日から起算して5日以内に8頁以下に示す徳島県県有財産売買契約書により契約を締結しなければなりません。

2 契約の締結は、契約書を作成することによって行います。

(契約の確定)

第20 契約は、落札者が押印し、後日徳島県が契約書に記名押印したときに確定します。

(契約保証金)

第21 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を徳島県に納付しなければなりません。

2 1により納付する契約保証金は、既に納付している入札保証金を充当します。

3 契約保証金には、その受入期間について利息を付けません。

(売買代金の支払期限)

第22 売買代金のうち契約保証金の額を除いた額を、徳島県が発行する納入通知書により、令和8年11月16日（月曜日）までに支払わなければなりません。

2 1の額が支払われたときは、契約保証金を売買代金の一部に充当します。

(契約に当たって付す用途の制限及び特約)

第23 契約に当たって付す用途の制限及び特約は次に掲げるとおりですが、8頁以下に示す徳島県県有財産売買契約書の条文をよく確認の上、入札に参加してください。

(1) 用途制限

① 「乙（買受人）は、この契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。」との用途の制限を付すこととします。

② 「乙（買受人）は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。」との用途の制限を付すこととします。

③ 「乙（買受人）は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。」との用途の制限を付すこととします。

(2) 実地調査

(1)の用途の制限の履行状況を確認するため徳島県が求める場合には、売買物件の利用状況等の報告を行わなければなりません。

(3) 違約金

(1)の用途の制限に違反した場合には、売買代金の3割、(2)の特約に違反した場合には、売買代金の1割を、違約金として徳島県に支払わなければなりません。

(所有権の移転登記)

第24 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了した時に移転します。

2 所有権の移転登記手続きは、徳島県が行います。

3 登録免許税等、所有権の移転に要するすべての費用は、落札者の負担となります。

(入札結果の公表)

第25 落札者が個人の場合は、落札金額を公表します。

落札者が法人の場合は、落札者名及び落札金額を公表しますので、あらかじめ御了承ください。

(問合せ先)

第26 この入札についての問合せ先は、次のとおりです。

物件番号 R8-01

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

万代庁舎8階 徳島県県土整備部 高規格道路課 企画・管理担当

電話番号 088-621-2547

e-mail koukikakudouroka@pref.tokushima.lg.jp

徳島県県有財産売買契約書

売払人 徳島県（以下「甲」という。）と買受人 【落札者】（以下「乙」という。）とは、次の条項により徳島県県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買契約の目的物（以下「売買物件」という。）は、次のとおりとする。

土地	所在地	地番	地目	地積	
				登記簿	実測
				m ²	m ²

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 【落札金額】 円とする。

（延滞金の徴収）

第4条 乙は、前条の売買代金を、その支払期日までに支払わないときは、売買代金についてその翌日から支払の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を甲に支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。ただし、当該延滞金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付けない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を第3条の売買代金の一部に充当するものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払）

第6条 乙は、第3条の売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた額を、甲の発行する納入通知書により、令和8年11月16日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が第3条の売買代金（第4条の延滞金がある場合は、これを含む。）の支払を完了した時に、乙に移転する。ただし、乙が売買代金を期日までに納付しなかったときは、売買代金に加え、第4条に規定する延滞金の支払を完了しなければ、売買物件の所有権は乙に移転しない。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに、売買物件を乙に引き渡す。

(所有権の移転登記)

第9条 乙は、第7条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を甲に提出の上、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第10条 乙は、この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が、乙の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買物件の修補又は売買代金の減免を請求することができる。

2 乙は、前項に定める修補が困難であり、この契約の目的を達成することができないときは、この契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、この契約締結後、売買物件について種類、品質又は数量の不足その他契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、売買物件の引渡しの日から2年以内に、甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(用途制限)

第12条 乙は、この契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。

2 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

3 乙は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、前条に定める用途制限に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、売買物件を調査し、又は利用状況等に係る報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、調査を受入れ、又は売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告若しくは資料を提出しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したときは、金【売買代金の3割】円を違約金として、甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第2項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金【売買代金の1割】円を違約金として、甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第18条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(返還金等)

第16条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には、利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用、売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金又は第17条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結、履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する第一審の訴えの管轄は、徳島地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(土壌調査の有無)

第23条 乙は、第2条に定める土地の土壌調査を実施していないことを了知する。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 徳島県

徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙 住所

氏名

一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書
兼入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書

徳島県知事 殿

令和 年 月 日

一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書

申込者	住 所		
	氏名(※)	(印) (登録印鑑)	
	メールアドレス		
	電話番号		
※ 法人にあっては、その名称及び主たる所在地並びに代表者の役職・氏名を記載する。			
共有者	住 所		
	氏 名	(印) (登録印鑑)	
	住 所		
	氏 名	(印) (登録印鑑)	

徳島県が令和8年10月15日に執行する徳島県県有財産(土地・建物)の売払いの一般競争入札に参加する資格の審査を申請し、一般競争入札への参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 住民票抄本(個人の場合) 1通
- 2 身分証明書<申請者について本籍地の市区町村長が証明する書面>(個人の場合)
- 3 登記されていないことの証明書<各法務局・地方法務局戸籍課で証明書発行>(個人の場合)
- 4 法人登記簿謄本(法人の場合)
- 5 印鑑証明書 1通
- 6 暴力団関係者でないことの誓約書 1通

※ 共有名義で申し込まれる場合は共有者全員の分を添付してください。
※ 申込者以外の共有者は、申込者を代理人とする委任状を添付してください。

物 件 番 号		入 札 保 証 金	円
所 在 地 ・ 地 番			
入札保証金納付方法	県が送付する納入通知書により納付		

※ 複数の物件について申込みをされる場合は、物件毎にこの「一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書兼入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書」が必要です。
※ 共有名義で申し込まれる場合は、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う方の住所・氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。

入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書

還付事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 円)の還付を請求します。
還付する際は、下記の口座へ還付してください。

なお、還付につき、入札終了後に4週間程度遅れて還付されることについて異議はありません。

記

入札保証金の還付請求者	フリガナ					
	住所(所在地)	〒				
	フリガナ					
	氏名・名称	(印)				
振込先金融機関 (郵便局を除く) ※共有名義の場合、共有者を代表する方の口座	銀行	支店	預金種目	普通・当座	口座番号	
	信用金庫		口 座 名 義 人			
	信用組合		フリガナ			
	農協		氏名・名称			
労働金庫						

※ 複数の物件について還付請求をされる場合、物件毎にこの「入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書」が必要になります。

一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書
兼入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書

徳島県知事 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書

住民票(または登記簿謄本)と 相違のないようにしてください。	申込者	住 所	徳島県徳島市万代町1-1
		氏名(※)	徳島 太郎 (印) (登録印鑑)
		メールアドレス	tokushima_tarou11@pref.tokushima.lg.jp
		電話番号	088-621-2500
今後一般競争入札に関して連絡 する場合がありますので、必ず記 入してください。	共有者	※ 法人にあっては、その名称及び主たる所在地並びに代表者の役職・氏名を記載する。	
		住 所	
		氏 名	(印) (登録印鑑)
		住 所	
		氏 名	(印) (登録印鑑)

徳島県が令和8年10月15日に執行する徳島県県有財産(土地・建物)の売払いの一般競争入札に参加する資格の審査を申請し、一般競争入札への参加を申し込みます。
なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 住民票抄本(個人の場合) 1通
- 身分証明書<申請者について本籍地の市区町村長が証明する書面>(個人の場合)
- 登記されていないことの証明書<各法務局・地方法務局戸籍課で証明書発行>(個人の場合)
- 法人登記簿謄本(法人の場合)
- 印鑑証明書 1通
- 暴力団関係者でないことの誓約書 1通

※ 共有名義で申し込まれる場合は共有者全員の分を添付してください。
※ 申込者以外の共有者は、申込者を代理人とする委任状を添付してください。

物 件 番 号	RO-〇〇	入 札 保 証 金	〇,〇〇〇,〇〇〇円
所 在 地 ・ 地 番	〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番〇〇		
入札保証金納付方法	県が送付する納入通知書により納付		

※ 複数の物件について申込みをされる場合は、物件毎にこの「一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書兼入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書」が必要です。
※ 共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う方の住所・氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。

入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書

還付事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)の還付を請求します。
還付する際は、下記の口座へ還付してください。
なお、還付につき、入札終了後に4週間程度遅れて還付されることについて異議はありません。

記

入札保証金の還付請求者	フリガナ	トクシマケン トクシマシ バンダイチョウ			
	住所(所在地)	〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1			
	フリガナ	トクシマ タロウ			
	氏名・名称	徳島 太郎 (印)			
振込先 金融機関 (郵便局を除く) ※共有名義の 場合、共有 者を代表す る方の口座	銀行	預金種目	普通・当座	口座番号	1234567
	信用金庫	口座名義人			
	阿波徳島 信用組合				
	農協	フリガナ	トクシマ タロウ		
労働金庫	氏名・名称	徳島 太郎			

※ 複数の物件について還付請求をされる場合、物件毎にこの「入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書」が必要になります。

誓 約 書

私は、徳島県県有財産の買受けに当たり、次に該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。

また、この誓約に係る確認のため官公庁へ必要な照会を行うことについても異議はありません。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であること、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

◎暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- １ 有資格者等及びその役員、使用人が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- ２ 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。
- ３ 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- ４ 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

(法人名・代表者名)

委任状

代理人 住所

氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、徳島県が令和8年10月15日に執行する徳島県県有財産（土地・建物）の売払いの一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

物件番号

R8-01

物件番号	所在地	地番	土地			建物(主なもの)		最低売却 価格(円)
			地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	構造	延べ面積 (㎡)	
R8-01	阿南市新野町藤谷	81番18, 81番22, 81番23, 85番6, 85番12, 85番13	公衆用 道路	561.00	564.04			3,880,000

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

印

(登録印鑑)